

育成会分会は労働者の使い捨てを許さず闘います！

ユニオン東京合同 全日本育成会分会 2008年2月2日 No.002

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会は、知的障害の家族と当事者の団体です。職場の職員（パート職員を含む）が組合を作り、ユニオン東京合同の分会として活動しています。

10年ほったらかしの労働条件

昨年、2007年の特別監査による職員への攻撃、合理化への動きが起こるまで、労働条件は職員と使用者で話し合ってきましたが、退職年齢、パートの就業条件など放置された問題もいくつもありました。現在の使用者は、それらの積み残しの問題は一切考慮せず、長年勤めてきた労働者に対する虚偽発言や悪質な宣伝・いやがらせをやめるように仕向け、パートの賃金は時給単価も10年据え置きです。退職者が出てても正規職を増員せず、希望するパートの正規職要求に込せず、人材派遣会社を導入してパートの倍の対価を支払うというパート労働者いじめを強めてきています。

未払い賃金の請求

第9回団交(1月23日)において、パート労働者の組合員より、過去10年間に上る賃金未払い分を7日以内に支払うように請求書を法人に提出しました。

しかし、法人側は請求金額の明示がなければ支払わないという態度を示しています。

当該組合員と組合は2月1日に労基署にも労働基準法違反の是正指導をするように申し入れています。(裏面参照)

労働者支配と団結破壊のための就業規則改悪策動

組合を敵視し団交拒否を行い(その後団交を再開するも理事長・常務理事欠席、不誠実対応)、職場でも理事長による懲戒発言の乱発で職員を脅し、各地育成会など周囲に嘘をついてまで職員を陥れ、労働者の権利を阻害しています。また就業規則の改悪案には女性差別、障害者差別、組合差別が色濃く出ており、驚くことに「教唆、扇動、幫助、隠蔽」禁止などおよそ就業規則にふさわしくない条項まで入れて団結破壊を狙い、恣意的に処分や懲戒できる仕組みにしようとしているのです。

春闘で闘います

就業規則改悪を打ち出して正規、非正規を問わず職員の労働条件の改悪と労働者の使い捨てに対して育成会分会は闘います。スト権を立てて、**増員要求と希望する非正規職員の正規化、パート時給UPと雇用保険の獲得、8時間を越える超過割り増し賃金の未払い請求、年1回の健康診断の実施**など、労働者のゆずることができない権利をかかげて、全国の福祉労働者と連帯して闘っていきます。

2月14日14:30~は東京都地方労働委員会の第1回調査があります。多くの結集をお願いします。団結の力で労働者の権利を勝ち取りましょう。

ユニオン東京合同

東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301 朔気付
TEL&FAX 03-3262-4440

メール info@union-tg.org

ブログ <http://blog.union-tg.org/>

ホームページ <http://www.union-tg.org/>

2008年2月1日

申し入れ書

三田労働基準監督署長 殿

ユニオン東京合同
執行委員長 佐藤陽治



社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会（以下、法人という）は、ユニオン東京合同及び全日本手をつなぐ育成会分会（以下、組合という）児島正城組合員ほかのパート職員が1日につき8時間を越える勤務を行った場合、超過勤務に対する割り増し賃金を10年以上に渡り支払ってこなかった。

1月23日、児島組合員は法人に対し、これまでの割増賃金の7日以内の支払いを求めた。しかし、法人の副島理事長は「調べるのに時間がかかるので、待って欲しい」と言うのみであった。さらに1月31日、児島組合員に請求金額を明示せよと通告してきたが、支払いを行っていない。児島組合員が請求金額を明示するかどうかにかかわらず、1日8時間を越える超過勤務について割り増し手当を支給することは法人の責任である。

割増賃金の未払い金額については、法人が管理する出勤簿・賃金台帳等の記録により算定できるのであり、それができないということは労務管理上の記録の作成と保存を定めた労働基準法の規定に抵触するものであると断言せざるをえない。

よって、組合は、法人の労働基準法違反に対し、貴職による事実の調査と必要な権限を適切に行使されることを強く申し入れる。

以上